

裁 決 書

審査請求人 住所

氏名 様

処 分 庁 福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が令和3年1月27日付けで提起した、
年 月 日付けで処分庁が行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく保護費返還決定処分（以下「原処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求を認容し、原処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 年 月 日、処分庁は同年 月 日を開始日として、請求人世帯に対する保護を開始した。
- 2 年 月から 年 月まで、請求人世帯には毎月往診・訪問看護等の交通費・燃料費が支給されていた。
- 3 年 月 日、請求人は処分庁を訪れ、障害基礎厚生年金（以下「障害年金」という。）の支給が決定したとして年金証書及び年金支払通知書を提出した。
処分庁職員は、請求人の障害年金の受給権発生月が同年 月であること及び遡及して同年 月分、 月分が同年 月に支給（以下「 月支給年金」という。）され、同年 月分、 月分が同年 月に支給（以下「 月支給年金」という。）されることを確認し、請求人に対し、 月支給年金については返還が必要となることを伝えた。
- 4 同月 日、処分庁は、請求人の障害年金による収入月額 円に対して最低生活費が、生活扶助費 円、住宅費 円、国民健康保険料 円の合計 円となり、収入が最低生活費を超え、同年 月 日をもって請求人世帯に対する生活保護を廃止すること決定し、請求人あて通知した。
なお、最低生活費として算定した住宅費 円については、保護廃止により市営住宅の減免が適用される場合の額であり、減免には請求人が手続きを取ることが必要であったが、そうした説明は行われなかった。
- 5 同年 月 日、請求人は処分庁に電話し、市営住宅の 月分家賃が減免され

ていないこと及び減免の手続きが必要なことを説明されておらず、家賃の差額は請求人の落ち度ではなく到底納得できないと申し立てた。

6 同月 〇 日、処分庁職員は来所した請求人に対し、家賃額が減額されていない 〇 円である場合には収入が最低生活費を下回ることから、家賃減免が適用されるまで生活保護廃止の決定を取り消すことを提案したが、請求人はこれを拒否した。

7 同月 〇 日、処分庁は原処分による返還額について検討し、返還すべき 〇 月支給年金から、家賃減免が受けられなかった差額 〇 円を自立更生費として控除したうえで、残額については法第 63 条により返還を求めることとした。

8 同年 〇 月 〇 日、処分庁は、原処分を決定し、請求人あて通知した。

9 令和 3 年 1 月 27 日、請求人は愛知県知事宛て審査請求を提起した。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は、原処分の取消しを求め、概ね次のとおり主張している。

〇 年 〇 月 〇 日生活保護が廃止になったことで、次回年金支給日である 〇 月 〇 日まで生活費がなく、担当ケースワーカーには年金を使用しないよう言われたが生活に困窮したので使わざるをえなかった。

2 処分庁の主張

処分庁は、本件審査請求の棄却を求め、概ね次のとおり主張している。

(1) 〇 月支給年金に対し、法第 63 条を適用することは妥当であり、原処分に違法又は不当な点はない。

(2) 請求人は生活保護の廃止が 〇 年 〇 月 〇 日であることを理由に原処分の取り消しを求めているが、請求人世帯の同年 〇 月分の生活費は 〇 月支給年金及び 〇 月支給年金により十分賄うことができ、原処分による返還金の納期限も 〇 年 〇 月 〇 日としていることから、生活保護廃止後の安定した生活を阻害するものとは言えず、原処分について違法又は不当な点はない。

理 由

1 本件に係る関係法令等の規定について

(1) 法第 1 条は「この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と規定している。

(2) 法第 3 条は「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と規定している。

- (3) 法第4条第1項は「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定している。
- (4) 法第5条は「前4条に定めるところは、この法律の基本原則であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原則に基いてされなければならない。」と規定している。
- (5) 法第63条は「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定している。
- (6) 恩給、年金等の収入については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の3の(2)のアの(ア)において「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（中略）については、その実際の受給額を認定すること」と規定されている。また、同(イ)において「(ア)の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること」と規定されている。
- (7) 恩給、年金等の収入認定の時期については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社援発第246号厚生省社会局長通知）第8の1の(4)のアにおいて「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」と規定されている。
- (8) 「生活保護法問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問13の6答(1)において、「年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる」とされている。
- (9) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）では、1(1)において「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とされている。そして、次に定めるものとして④「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」が挙げられている。

2 原処分の適法性について

(1) 原処分について

原処分は、請求人が受給した障害年金[]円から自立更生費[]円を控除した[]円を返還額とする保護費返還決定処分である。

(2) 法第 63 条の適用の適否について

法第 63 条は、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合に保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとする規定である。

請求人が障害年金の受給権を得たことにより、法第 63 条にいう「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」場合に該当するため、処分庁が[]月支給年金につき同条を適用して返還を決定したこと自体に、違法又は不当な点は認められない。

(3) 返還額の決定について

原処分は保護費の返還決定処分であるが、原処分が請求人世帯に対する保護の廃止後に行われたものであること、請求人が保護廃止後の生活保障を問題としていること、及び処分庁も原処分において廃止後の生活に必要な費用として、家賃減免が受けられなかった差額[]円を認定していることから、請求人世帯の最低限度の生活保障を念頭に行われたことは明らかである。そこで、原処分が保護廃止後における請求人世帯の最低限度の生活保障にどのように影響するかについて、便宜的に請求人世帯の最低生活費を月額[]円（処分庁が[]年[]月の請求人世帯の最低生活費として算定している額）とした上で以下検討する。

[]年[]月については、同月[]日現在において請求人の手元に存在する[]月支給年金[]円により請求人世帯の最低限度の生活が保障されることになる。なお、同月[]日には、請求人に[]月支給年金[]円が支給される。

同年[]月については、同月[]日現在において、[]月支給年金と[]月支給年金の合計[]円から[]月の最低生活費[]円を除いた[]円により請求人世帯の最低限度の生活が保障される。なお、同月[]日に原処分が行われるが、同月中に請求人が返還金を納付したとしても[]円が最低生活に活用可能であることから、請求人世帯の最低限度の生活は保障される。

同年[]月については、原処分による返還金を上記のように納付したとすれば、同月[]日現在において請求人の手元には[]円があるのみであり、この額では同月[]日の年金支給日までの最低生活を維持することはできない。

以上が時系列で見た請求人世帯に対する最低限度の生活保障の概要である。実際には、[]月から最低生活費に[]加算が行われること、月額[]円という最低生活費の認定額には例月認定されていた「往診・訪問看護等の交通費・燃料費」が含まれていないこと等から、請求人は上記よりさらに経済的に厳しい状況に置かれる可能性がある。

本来、保護を要する者に対する最低限度の生活保障は保護の開始、変更、廃止等の処分によって行われるべきものであるが、処分庁が住宅扶助等最低生活費の算定誤りに基づいて行った廃止決定処分を維持したまま、当該処分の存在を前提として原処分を行ったという特殊事情が認められる以上、原処分の結果として最低限度の生活保障が損なわれる場合には、原処分は違法な処分であると判断せざるを得ない。

なお、処分庁は原処分による返還金の納期限を■■■■年■■月末としたことを以て原処分の適法性を補完するかのように主張しているが、納期限の設定は原処分とは別に行われたものであり、原処分の適法性には影響を及ぼさないものである。

3 結論

以上のとおり、原処分は法第1条及び第3条に反する違法なものであり、請求人の主張には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年2月15日

愛知県知事 大村 秀章

